

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目 次		
告 示		ページ
○公共測量の実施の通知（5件）	（用地対策課）	1
○公共測量の終了の通知（2件）	（ 〃 ）	1
高知県選挙管理委員会告示		
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に關し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	〈7・28揭示〉	1
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数〈〃〉		1
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	〈〃〉	1
落札公告		
○落札者等の公告	（教育委員会 事務局高等 学校課）	2

告 示

高知県告示第491号
香美市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年7月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年8月12日
高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
公共測量（基準点、水準点）
2 作業期間
令和8年7月13日から令和9年1月29日まで
3 作業地域
香美市土佐山田町岩積

高知県告示第492号
国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年7月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年8月12日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
公共測量（用地測量）
2 作業期間
令和8年6月24日から同年12月18日まで
3 作業地域
四万十市地内

高知県告示第493号
国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年7月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年8月12日
高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
公共測量（用地測量）
2 作業期間
令和8年6月25日から同年12月18日まで
3 作業地域
幡多郡黒潮町佐賀地内

高知県告示第494号
高知県土木部安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年7月17日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年8月12日
高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
公共測量（用地測量）
2 作業期間
令和8年8月1日から令和9年3月17日まで
3 作業地域
安芸郡奈半利町乙地区内

高知県告示第495号
国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年7月22日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年8月12日
高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
公共測量（基準点測量）
2 作業期間
令和8年7月22日から同年9月30日まで
3 作業地域

安芸郡東洋町

高知県告示第496号
高知県土木部中央西土木事務所越知事務所長から令和7年9月高知県告示第553号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年6月25日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年8月12日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第497号
高知県土木部中央西土木事務所越知事務所長から令和8年2月高知県告示第96号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年6月23日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年8月12日
高知県知事 濱田 省司

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第89号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,270人である。
令和8年7月28日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第90号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、160,579人である。
令和8年7月28日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第91号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。
令和8年7月28日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司	
高知市選挙区	88,085人
室戸市・東洋町選挙区	3,881人
安芸市・芸西村選挙区	5,473人
南国市選挙区	12,750人
土佐市選挙区	7,131人
須崎市選挙区	5,335人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	6,890人
土佐清水市選挙区	3,377人
四万十市選挙区	8,891人
香南市選挙区	9,036人
香美市選挙区	6,921人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,708人
長岡郡・土佐郡選挙区	2,847人
吾川郡選挙区	7,297人
中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区	8,299人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,070人
黒潮町選挙区	2,837人

落 札 公 告	

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。	
令和8年8月12日	
高知県教育長 今城 純子	
1 落札に係る購入物品の名称及び数量	
県立学校学習者用1人1台端末 12,156台	
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	
高知県教育委員会事務局高等学校課 高知市丸ノ内一丁目7番52号	
3 落札者を決定した日	
令和8年6月19日	
4 落札者の氏名及び住所	
四国通建・エレバ共同企業体 高知市比島町二丁目4番33号	
5 落札金額	
862,468,200円	
6 契約の相手方を決定した手続	
一般競争入札	
7 政令第6条の公告をした日	
令和8年4月21日	